

国民年金だより

お知らせ
国民年金保険料が納められない
そんな時は免除制度があります

★申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・両親の帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

世帯構成	全 額 免 除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方は、申請すれば、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度となっています。

算入されます「一部納付(免除)」は、一部の保険料を納付しないと未納になります)。又、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額又は反映されないとになつていますのでご注意ください。

となります。申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

☆退職(失業)による特例免除
特例免除は、申請する年度又は前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象

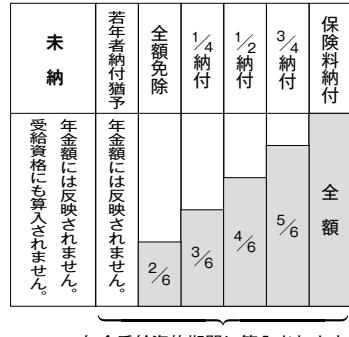
休日・時間外の年金相談のお知らせ(7月)

○第2月曜日は19時まで

7月9日(月)は県内4つの社会保険事務所において、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っております。

又、高知東社会保険事務所では、7月2日(月)、17日(火)、23日(月)、30日(月)につきましても、19時まで延長しています。

学生の方には「**学生納付条例制度**」(今年度から在学予定期間の記入が必要になりますた)がありますので、ご相談ください。



法務局から 供託の新しい制度 ～オンライン申請・ 電子納付について

又、供託金の納付の方法も、インターネットバンкиングやペイジーマークのあるATMを利用した電子納付が可能となるなど、より利用しやすい制度となつております。供託手続き、オンライン申請・電子納付についての詳しいことは、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）、又は高知地方法務局供託課へお問い合わせください。（8222-3458（代表））

広報いの 7月号